

生活保護におけるスティグマの付与に関する考察

—援助者に対するインタビュー調査を通じて—

松 岡 是 伸

生活保護におけるスティグマの付与に関する考察 ——援助者に対するインタビュー調査を通じて——

松岡 是伸

目次

- I. はじめに
- II. 先行研究
- III. 研究の方法
- IV. 結果
 - 1. ストーリーラインの抽出
 - 2. 生活保護におけるスティグマの付与について
- V. 考察
 - 1. “迷惑をかけたくない”と地域のまなざし
 - 2. “知られたくない”や“恥辱感”という生活保護に対するスティグマの付与
- VI. 結論

【要旨】

本稿の目的は、生活保護の援助者の観点から制度を利用する人々に対するスティグマの付与を明らかにすることである。本研究において援助者の観点から言及するのは、スティグマの付与が制度を利用する人々、援助者、地域、社会関係のなかで生じているためである。そこで生活保護の援助者（ケースワーカーや査察指導員等）である研究協力者6名に対してインタビュー調査を半構造化面接にて実施した。分析方法は、修正版グランデッドセオリー（M-GTA）でおこなった。

その結果、援助者の語りから、生活保護を利用・申請時に、家族や親族等に“迷惑がかかるのではないか”，それが生活保護に対する恥辱感や、制度利用の気後れ、躊躇することにつながっていったと考える。次に、生活保護に対して地域の負のイメージがみられ、それが制度を利用・申請する人々にとっては、〈生活保護を知られたくない〉、〈生活保護に対する恥辱感〉、〈生活保護に対する気後れ〉として好ましくない影響を与えていた。

I. はじめに

国連の経済及び文化的権利に関する委員会（2013）は「日本に対する第3回総括所見」のなかで生活保護のスティグマの問題に対して指摘している（United Nations 2013）。それは生活保護申請手続きの簡素化と申請者の尊厳の確保を求めており、生活保護につきまとうスティグマを地域住民の教育をもって改善することを勧告している。一方、生活保護法が改正され、主に扶養義務者に対する扶養義務の要請の強化や不正受給の罰則強化、申請時の書面提出の明文化等をするこ

と申請時の書面提出の明文化等をするこ
手続きや制度運営を厳格化した。このような2つの相反するような動きのなかでどのように生活保護のスティグマを考えていくかが問われてくる。

これまで生活保護にまつわるスティグマは、制度申請段階の資産調査や扶養義務照会、扶助に付随する恩恵の側面にあると指摘されてきた。そして制度を利用する人々に恥辱感を感じさせ、申請を考える人々には気後れや思いとどまらせる傾向がみられた。そのためスティグマによって制度申請を抑制し、多くの漏給を生み出してきたともいえる。

確かに生活保護のスティグマは、制度申請

の抑制と制度利用過程における付与が明らかにされている(清水1997, 岡部1990)。しかしこのような生活保護のスティグマが制度利用・申請において具体的に場面, 例えば, 制度申請時の扶養義務照会でどのように付与されているのか等は明確になっているとはいえない¹⁾。

そこで本稿では, 生活保護のケースワーカーや査察指導員等の援助者の観点から制度を利用する人々に対するスティグマの付与を明らかにすることが目的である。本研究において援助者側から言及するのは, スティグマの付与が制度を利用する人々, 援助者, 地域, 社会関係のなかでみられるためである。

本研究の意義は, 国連(United Nations 2013)の「日本に対する第3回総括所見」と改正生活保護法等の生活保護のスティグマに対する相反する方向性をもった動きのなかで, 制度形成・運営の最適な状態をもたらす政策的含意を得るためと共に, 制度を利用・申請する人々のスティグマの実態を究明するための一助となるためである。

II. 先行研究

1. 生活保護におけるスティグマ研究

先述しているように生活保護のスティグマは, 制度を利用する人々にとって恥辱感を感じさせ, 申請を考える人々にとっては, 気後れや思いとどまらせる傾向がある(清水1986, 岡部1990, 西尾1994)。

これまでの生活保護のスティグマに関する先行研究を整理すれば, 主に3つのアプローチがある。第1に, 制度を利用する人々のスティグマの実態を実証的に分析するアプローチであり, これらは清水(1986), 岡部(1990, 1991), 青木(2010)らにみられた。このアプローチによって, 制度を利用する人々が抱えるスティグマの実態が明らかとされてきた。特に制度申請や利用時のケース

訪問, 窓口での対応によって人々はスティグマを感受していた。第2に, 生活保護とスティグマに関する付与や実態に対して歴史分析するアプローチであり, これらは, スピッカー(=1987), 西尾(1994), 副田(1995), 大山(2013)らにみられた。このアプローチによって, 生活保護制度・行政史の政策運用過程によるスティグマ付与が明らかとされた。また社会規範の観点から生活保護を利用する母子世帯のスティグマの変化が, 制度申請・利用抑制につながっていることも明らかになっている(菊池2003)。第3に, 生活保護法制度の構造・機能からスティグマの付与を明らかにするアプローチであり, これらは清水(1997), 吉永(2013)らにみられた。特に医療扶助の給付方法の仕組みがスティグマを生み出している点をあらためて明らかにしている(吉永2013)。

これらの先行研究の共通点は, 生活保護のスティグマを制度, 社会との関連性のなかで明確にしてきた点である。そのうえで第1のアプローチでは, より制度を利用する人々が抱えるスティグマの実態を浮き彫りにしてきた。これらのことからすれば, 生活保護のスティグマを捉えるためには, 制度を利用する人々のスティグマの実態とともに, 法制度や社会との連関性から検討しなければならないことを示している。

2. スティグマと生活保護

これまでみたように生活保護のスティグマ研究は法制度との連関性でスティグマを捉えてきた。そこで示唆されるのはスピッカー(=1987)が示したスティグマの捉え方である。スピッカー(=1987)のスティグマの捉え方を整理した松岡(2013)をもとにすれば, 次のようになる(松岡2013:53-55)。第1に, スティグマは法制度のみから付与されているだけでなく, サービス供給以前に既にスティグマ化されている場合もある。第

2に、スティグマを負う人々は、自らの個人的経験・モラルキャリア（精神遍歴）によってスティグマ化する場合がある。第3に、構造的な社会関係の様式の影響からスティグマ化がみられる場合がある²⁾。

そのうえで清水（1997）によれば、生活保護のスティグマを捉えるためには、スティグマを負った状況・境遇とその付与を厳密に区分する必要があるという（清水1997:167）。スティグマを負った状況とは、制度を利用する人々自らが負ったスティグマのことを示している。スティグマ付与とは、他者や法制度、社会からのスティグマ付与やその過程のことを示している（清水1997:167）³⁾。

本稿では、スティグマに対して個人の経験・モラルキャリアと共に、集団・地域の社会関係について捉えながら、清水がいう「スティグマの付与」に着目し分析をしていく。

III. 研究の方法⁴⁾

1. インタビュー調査の方法とインタビューガイドについて

本研究は、生活保護ケースワーカー・査察指導員に対して個別にインタビュー調査を半構造化面接でおこなった。インタビュー調査は一人あたり平均1時間であった。調査期間は2016年1月～2016年12月までである。主なインタビュー内容は、1) 生活保護を利用する人々の受付・申請・利用時の様子について（どのようなふるまいや感情等）、2) 生活保護に対して人々はどのように思っているか、3) 生活困窮者自立支援法と利用する人々に対してどのように思っているか、4) 生活福祉資金等と利用する人々に対してどのように思っているか等である⁵⁾。

2. 研究協力者について

本研究における研究協力者は、北海道・東

北地区の生活保護の援助者であるケースワーカー・査察指導員等であり、6名を選定した。研究協力者の属性は、20歳代後半1名、30歳代前半2名、40歳代前半1名、40歳代後半2名、平均年齢38.16歳であり、すべて男性であった。生活保護担当経験年数は、すべての研究協力者が2年半以上であった。なお、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉関係の国家資格を取得している者はいなかった。

3. 分析方法について

本稿は修正版グランデッド・セオリー（以下、M-GTA）を用いて分析した。M-GTAは分析プロセスの明示とコーディング方法の明確化、データの切片化を行わず、分析過程における相互作用性に優れている。またM-GTAは、相談支援過程等におけるプロセス的な特徴がみられるデータに適している（木下2007）。これらのことから本稿では、生活保護における援助（利用・申請）過程のスティグマの付与をみていくことからM-GTAを方法として採用した。

分析テーマは「生活保護を利用・申請する人々に対するスティグマの付与について明らかにする」とした。分析焦点者は、「生活保護の援助者（ケースワーカーや査察指導員等）であり、かつ、利用者と直接、面談・支援をおこなったことのある者」とした。

4. 倫理的配慮

本調査研究の全過程は、名寄市立大学倫理委員会の承認を得て実施された（受付番号15-051）。本調査研究は、研究協力者に対して調査目的・方法、守秘義務、個人情報管理等を口頭・文書にて説明し、研究協力同意書に署名を得て実施された。なお筆者の所属機関変更後も上記の倫理的配慮を継承し実施された。

IV. 結果

1. ストーリーラインの抽出について

データ分析に基づき、表-1に示した3つのカテゴリー、4つのサブカテゴリー、18の概念を抽出した。本稿では結果を明瞭にするためサブカテゴリーを活用した。ストーリーラインは、図-1のとおりである。なお、カテゴリーは【**】**、サブカテゴリーは〈**〉**、概念は『**】**、補足()で示した。

【生活保護の利用・申請過程】では、〈生活保護を知られたくない〉、〈生活保護に対する恥辱感〉、〈生活保護に対する気後れ〉等がみられた。そして、『制度を利用する人々の状況』では、『迷惑をかけたくない』や『生活困窮の状況』、『地域とのつながりを持ちたがらない』、〈家族との関係性〉がみられた。特に『迷惑をかけたくない』や〈家族との関係性〉は、

【生活保護の利用・申請過程】に相互に関連していた。【地域のまなざし・しがらみ】では、生活保護に対する地域の負のイメージがあり、『地域からのまなざしやしがらみ』等がみられ、これらは【生活保護の利用・申請過程】と【制度を利用する人々の状況】に少なからず影響を与えていた。

2. 生活保護におけるスティグマの付与について

(1) 制度を利用する人々の状況

【制度を利用する人々の状況】では、『迷惑をかけたくない』、『生活困窮の状況』、『地域とのつながりを持ちたがらない』、〈家族等との関係性〉の『家族や親族とのつながりが疎遠な状況』、『(対極例) 家族や親族とのつながりがある』がみられた。

援助者の観点から制度を利用する人々は、主に申請時には『生活困窮の状況』や『迷惑をかけたくない』がみられた。制度を利用する人々には、自分の子どもや家族、親族に『迷惑をかけたくない』という思いが聞かれたと

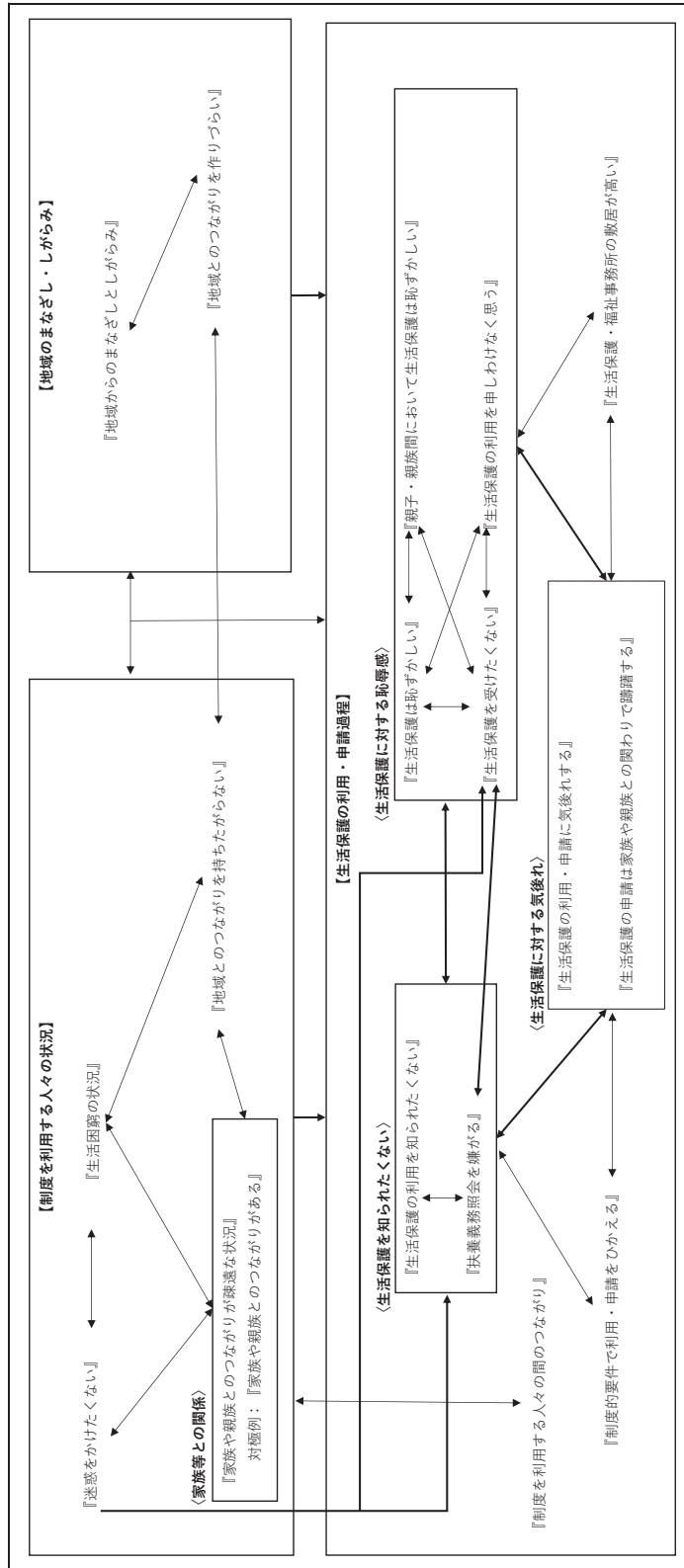
いう。そして既に『生活困窮の状況』にあり、申請せざるを得ない状況であった。ある援助者は「…(子どもや兄弟姉妹)…からは、経済的な援助は受けられないと、子どもに迷惑をかけられないと。それでお子さんたち…も、自分たちの生活で手いっぱい金銭的な援助をする余裕はないですと…」という。

このような状況と相互に関連していたのは、〈家族等との関係性〉であった。『家族や親族とのつながりが疎遠な状況』では、家族や親族等との関係が不調和なため、つながり(交流)が疎遠であった。ある援助者は、「…基本的には、家族と繋がっている方が多いかな…。まあ(なかには)一切、関わりたくないんだって人もいますし。若い方は、…親とのつながりはあるんですけど、何かしら…(の事があった方が)…多いので、親と疎遠状態になっている人が多いかな…」という。一方で、『(対極例) 家族や親族とのつながりがある』では、家族や親族とのつながりが良好な場合も多いという。ある援助者は、「…月に何回か、子どもが見守りに来てくれるだとか、温泉とかに、たまに連れてってくれるだとか、遠方だったらたまに電話をかけてくれるだとか、そういった関係は良好だと思うんですけど…」といていた。

また、制度を利用する人々のなかには、地域や人間関係の揉め事等を嫌がり、『地域とのつながりを持ちたがらない』状況がみられた。特に集合住宅(公営団地等)や町内会活動等へ参加せず、協力的ではないという。ある援助者は、「…特に団地で…揉め事があるので、あんまり、つながりを持ちたがらない、あいさつ程度かなという感じですね。…(別の場所で)、…夜中うるさい、うるさくないっていうのが。ゴミの出し方一つによっても…。そういうところで、つながりを持ちたがらない人が多いですね」といていた。

表-1 生活保護に対するスティグマの付与に関するカテゴリー・概念

カテゴリー	サブカテゴリー	概念	定義	
生活保護の 利用・申請過程	生活保護を 知られたくない	生活保護の利用を知られたくない	制度を利用する人々が、生活保護利用を家族・親族に知られたくないこと。	
		扶養義務照会を嫌がる	生活保護申請時の扶養義務照会を嫌がること。	
	生活保護に対する 恥辱感	生活保護は恥ずかしい	生活保護を利用・申請することが恥ずかしい。	
		家族・親族間において生活保護は恥ずかしい	家族・親族(扶養義務関係)において生活保護の利用・申請が恥ずかしいと思うこと。	
		生活保護を受けたくない	生活保護の利用・申請を好ましく思わず、受けたくないこと(利用したくないこと)。	
		生活保護の利用を申しわけなく思う	生活保護の利用に対して申しわけないと思うこと(また感謝の気持ちが含まれていない場合もある)。	
	生活保護に対する 気後れ	生活保護の利用・申請に気後れする	生活保護の利用・申請において、気後れ等がみられること。	
		生活保護の申請は家族や親族との関わりで躊躇する	家族や親族との関係から生活保護の申請(・利用)を躊躇すること。	
	制度を利用する 人々の状況	家族等との 関係性	制度的要件で利用・申請をひかえる	制度的要件で生活保護の利用・申請をひかえること。
			生活保護・福祉事務所の敷居が高い	生活保護の申請は家族や親族との関わりで躊躇すること。
制度を利用する人々の中のつながり			制度を利用する人々が行き着くまでいくつかの障壁・困難があり、利用しづらいこと。	
迷惑をかけたくない			制度を利用する人々の中の情報共有・ネットワークがある。しばしば好ましくなく、つながりもみられる。	
生活困窮の状況			制度を利用する人々が、親子・親族、地域において迷惑をかけたくないと思うこと。	
地域とのつながりを持ちたがらない			生活保護を利用・申請せざるを得ない生活困窮の状況にあること。	
地域とのつながりがある		家族や親族とのつながりがある	制度を利用する人々が、親子・親族、地域において揉め事等を選び、つながり(交流)が疎遠であること。	
		対極例：家族や親族とのつながりがある	制度を利用する人々と、家族・親族等において、つながり(交流)が良好であること。	
		地域とのつながりを作りづらい	就職等で新たに流入する若年層等が、地域とのつながりを作りづらいこと。	
		地域からのまなざしとしがらみ	生活保護に対する地域からの負のまなざし・しがらみのこと。地域住民からの生活保護に対する情報提供(通報)等も含まれる。	



図一 生活保護におけるスティグマの付与の過程について

(2) 地域のまなざし・しがらみ

【地域のまなざし・しがらみ】では、『地域からのまなざしとしがらみ』と『地域とのつながりが作りづらい』がみられた。『地域からのまなざしとしがらみ』は、制度を利用する人々に対する地域からのまなざしやしがらみであった。ある援助者は、「…働いてなくて生活、出来て（い）るなら、（生活）保護かなって（思います）…よね…」というように好ましいものではない。そして、地域（住民）から福祉事務所に対して直接、連絡が入る場合もみられた。この場合、地域（住民）からは、制度を利用する人々が自動車に乗っているやギャンブルをしている、働いている等の情報であり、詳細な日時を知らせるものもあったという。ある援助者は、「…仕事できるはずなのに、仕事していないとか、車に勝手に乗っているとか。仕事しているぞ、とか色々、そういう通報ですかね」と語った。

一方で、『地域とのつながりが作りづらい』という状況がみられた。特に若年者や稼働年齢層の場合、就職等で新たに地域に流入してくることが多く、地域からよそ者として扱われる点につながるの作りづらさがみられた。ある援助者は、「…若い方って町内会にも入らない、流れ者っていうか、ほかの地域から来た方とか多いんで、…ずっと（地域名称に）住んでたよって方（人）じゃないんで、つながりってというのは…、作りづらいのかな…」という。

この『地域とのつながりが作りづらさ』では、【制度を利用する人々の状況】の『地域とのつながりを持ちたがらない』と相互の連関性がみられ、地域関係による揉め事を避けるために、つながりを持たないこともみられた。

(3) 生活保護に対する恥辱感／知られたくない

ここでは【生活保護の利用・申請過程】の

〈生活保護に対する恥辱感〉や〈生活保護を知られたくない〉、〈生活保護に対する気後れ〉等に相互関係がみられた。特に援助者の観点から、生活保護を家族・親族に知られたくないと思っているのではないかという語りがみられた。これらのことから特に〈生活保護を知られたくない〉には、〈生活保護に対する恥辱感〉と相互関係があり、そこでは扶養義務照会が人々の恥辱感等を増幅させていたといえる。以下では、生活保護に対する恥辱感についてサブカテゴリー・概念ごとに結果を示していく。

1) 生活保護に対する恥辱感

援助者の観点から『生活保護は恥ずかしい』がみられ、ここでは国のお世話になるのは恥ずかしいというものも含まれる。そして親子や親族関係に制度を利用する人々がいる場合、そのことを恥じる『親子・親族間において生活保護は恥ずかしい』がみられた。ここでは、家族や親族間での話し合い等で、申請をひかえる場合もあった。ある援助者は「…新規の訪問に行ったときに、息子が…、こんな状態になるから福祉の世話にならなきゃいけないって怒っているお母さんもいらっしまった…」という。

『生活保護を受けたくない』では、生活保護に対する恥ずかしさや家族、親族に知られたくない等から、制度を利用したくないということもあったという。これらは【制度を利用する人々の状況】の『迷惑をかけたたくない』とも関連しており、生活保護の利用・申請することによって、家族や親族等に迷惑をかけてしまうため、制度を利用したくないという。ある援助者は、「生活保護を受けたくないって人は一定程度いますので。でも、お金がなくて困ったってことで相談に来られても生活保護以外、相談できるようなものではないので。…本人はあまりそういう話はしたくないというような。生活保護を受けたくないという心情的なものもありますし…」と

いていた。

一方で、『生活保護の利用を申しわけなく思う』では、制度を利用する人々のなかには、感謝の気持ちと共に申しわけないという思いがみられたという。この点は、生活保護を権利というよりは、恩恵的な側面が示された結果といえる。そして恩恵的であるがゆえに、『生活保護を受けたくない』とつながりがみられた。ある援助者は、「…(ケースによるが)…まず、まあ受けたくないなあ、って思っている人の、高齢に近い方(で)極端な場合であれば、月々の保護費を減らしてくださいと、もらうのが申しわけないですと…」と語った。

2) 生活保護を知られたくない

援助者の観点から制度を利用する人々には、〈生活保護を知られたくない〉の『生活保護の利用を知られたくない』がみられ、〈生活保護に対する恥辱感〉、〈生活保護に対する気後れ〉と関連していた。ここでは、生活保護に対する恥辱感や気後れ等から家族や親族、地域(世間)に生活保護を知られたくないという。ある援助者は「…民生委員の方からは、こちらの方から連絡して、…見守りお願いしますって形でお願いするんですけど、やはり必要以上の方には、あまり知られたくないっていう思いがある…」と語っていた。

次に、申請時、『扶養義務照会を嫌がる』は、『生活保護の利用を知られたくない』と相互関係にあった。この点は扶養義務照会によって、家族や親族に生活保護の利用・申請することを知られたくないためであったといえる。ある援助者は、「…(扶養義務照会の範囲に対して)そこまでいっちゃうのっていう方は、なかにはいて、その生活保護を受けるにあたって、生活歴から何からすべて調べさせてもらって、まあ、扶養義務者に対しても通知(照会)させてもらうって話をしたときに、えっ、そこまでやるのって驚いた人はいますけど…」と語った。

3) 制度利用・申請における気後れ

援助者の観点から〈生活保護に対する気後れ〉の『生活保護の利用・申請に気後れする』では、生活保護を申請・利用する際に、人々に気後れしているような語りやふるまいがみられたという。ある援助者は、「…本当は来たくないんだけど、しょうがなく、誰かに進められてきたっていう感じですね。だいたいの人…」と語っていた。

また、ここでは『生活保護の申請は家族や親族との関わりで躊躇する』では、家族や親族によって生活保護を利用・申請することを恥ずかしい、もしくは嫌がれるため申請を躊躇する場合もあったという。ある援助者は、「…基本的に家族と相談しないで来る方…(その後)…あの親戚から(生活保護の申請を)勝手にすんなよと…」と語っていた。

4) 生活保護の制度要件や敷居の高さ

『制度的要件で利用・申請をひかえる』、『生活保護・福祉事務所の敷居が高い』は、制度利用・申請過程においてみられた。『制度的要件で利用・申請をひかえる』では、特に自動車や資産保有に関する要件で申請をひかえる場合がみられたという。そのなかで自動車の保有に対してある援助者は、「…車を持ってなくなることに對して、生活保護の申請に関してですよ、若干その少数、処分しなくちゃいけないのかっていうことに対して、不満を持つ方もいますけど…」と語っていた。

『生活保護・福祉事務所の敷居が高い』では、制度を利用する人々のなか生活保護の相談に来たくなかった様子や相談に行き着くまでにいくつかの障壁や困難があった状況がみられたという。ある援助者は、「…生活が困って市役所に行ってみようと、相談に行ってみようと思いつく段階で、…第一の壁ですよ。…そこを超えられて市役所のなかに入って…そこで生活保護についてだとか、生活相談についてきたんですけどもって言うかどうか、っていうのが第二(の壁)だと思わうですよ。そこを超えられたうえで…、

生活保護について聞きたいんですけども、と我々（担い手）に言った段階で…相談に入れるので…」という。

『制度を利用する人々との間のつながり』は、利用者同士のなかのつながりである。ここでは、制度を利用する人々の間の仲間意識によるつながりもみられるが、一方で、制度を利用する人々はいがみ合いやしがらみもあった。ある援助者は、「たぶん、つながりもあるので受給者のなかで。…保護者のなかでこういうことやってるよっていう（告発）も入るんです。だから監視し合ってるっていう、いい方もおかしいですけども…」と語った。

IV. 考察

本稿では、援助者の観点から生活保護のスティグマの付与について示してきた。ここでは、先行研究の知見を踏まえ考察していく。

1. “迷惑をかけたくない”と地域のまなざし

先行研究で明らかのように生活保護には手厳しい非難（バッシング）がみられた（大山2013）。そして地域が生活保護に抱く感情は決して好ましいものではなかったといえる。このような生活保護を取り巻く状況を捉えるためには、スピッカー（=1987）がいうように法制度に焦点をあてつつも個人的な経験・モラルキャリアや構造化された社会関係の様式の影響を同時に捉えていかなければならない。

本稿の結果によれば、個人的な経験等では、【制度を利用する人々の状況】、構造化された社会関係の様式では、【地域のまなざし・しがらみ】が相当する。

【制度を利用する人々の状況】では、『生活困窮の状況』がみられるものの、そのなかで少なからず、家族や親族に『迷惑をかけたくない』という人々もみられた。そのうえで〈家族等との関係性〉においては、家族や親族等とのつながりが疎遠であり、『迷惑をかけた

くない』と考える人々もみられた。

次に【地域のまなざし・しがらみ】の『地域からのまなざしとしがらみ』では、地域（住民）からのまなざしやしがらみであり、負のイメージがみられた。ここでは地域住民から福祉事務所への情報提供（通報）もみられた。またこのような状況が少なからず『地域とのつながりが作りづらい』状況を生じさせていたと考える。

これらの援助者の語りから、制度を利用する人々のなかには、家族や親族に迷惑をかけたくないと思いつつも、自らの生活困窮の状況から悩み、葛藤していた様子が浮かびあがってきた。そして生活保護に対する地域のイメージは好ましいものではなかった。福祉事務所への情報提供（通報）等は、生活保護を利用する人々（と思われる人々も含め）にむけられる負のまなざしということがいえる。これらは、〈生活保護を知られたくない〉や〈生活保護に対する恥辱感〉に影響を与えていた。

2. “知られたくない”や“恥辱感”という生活保護に対するスティグマの付与

先行研究によれば、生活保護のスティグマには、資産調査や扶養義務照会、援助者との関わりにみられる場合が多い（岡部1990、清水1990）。これは他者や地域に対して生活保護であることが知られることによる恥辱や恐れ、不安があるといえる。

これらは本稿の結果からすれば、〈生活保護を知られたくない〉の『生活保護の利用を知られたくない』と『扶養義務照会を嫌がる』に相当する。そして、それは、〈生活保護に対する恥辱感〉や〈生活保護に対する気後れ〉等と相互に関連していた。援助者たちは、少なからず制度を利用する人々は、生活保護の利用・申請を“知られたくない”という様子がうかがえ、それを知られることによって“恥ずかしい”や家族や親族に“迷惑をかけてしまう”等とのつながりを示唆することができ

る。さらに、生活保護の扶養義務照会は、制度の利用・申請を家族や親族に告げる機能を果たしていると考えられ、この機能を通じて恥辱感や気後れ(〈生活保護に対する気後れ〉)等とのつながりもみえてきた。そのため制度を利用する人々のなかには、『扶養義務照会を嫌がる』状況が明らかになった。

次に、これまでみてきたように、援助者たちの語りから〈生活保護を知られたくない〉や地域における生活保護に対する負のイメージが明らかとなってきた。そして本稿では、【生活保護に対する恥辱感】もみられた。ここでは、『生活保護は恥ずかしい』、『家族・親族間において生活保護は恥ずかしい』、『生活保護は受けたくない』、『生活保護の利用を申しわけなく思う』がみられた。そしてこれらは、制度を利用・申請する人々の『迷惑をかけたくない』につながりがみられ、これらが制度の利用・申請に対する気後れや家族関係等で躊躇することにつながっていたと考える。

以上のように、これらには【制度を利用する人々の状況】や【地域のまなざし・しがらみ】が関連していたと考える。制度を利用する人々は、〈家族との関係性〉において家族や親族等と不調和な場合もある。そのような人々が生活保護の利用・申請することで家族・親族(地域関係も含め)等との関係がさらに悪化する可能性もあるであろう。ある種、このような状況を回避するためにも『生活保護の利用を知られたくない』や『扶養義務照会を嫌がる』がみられたと考えられる。

さらに、先述しているように生活保護に対する負のイメージが『地域のまなざしとしがらみ』としてみられた。地域における決して好ましくないまなざしが、制度を利用・申請することでむけられることとなる。この点が生活保護におけるスティグマの付与の一端と考える。

V. 結論

本稿では、援助者の観点から生活保護のスティグマの付与の一端について、これまでの先行研究の知見と本稿の結果を踏まえつつ考察してきた。ここでは、援助者の語りからスティグマの付与の一端を明らかにしたに過ぎない。それでも本稿では2つの知見を得ることができた。ひとつは、援助者たちの語りから生活保護を利用・申請するときに、家族や親族等に“迷惑がかかるのではないか”，そしてそれが生活保護に対する恥辱感や、制度利用の気後れ、躊躇することにつながっていることを示唆することができた。

もうひとつは、生活保護に対して地域の負のイメージがみられ、それが制度を利用・申請する人々にとっては、〈生活保護を知られたくない〉、〈生活保護に対する恥辱感〉、〈生活保護に対する気後れ〉に好ましくない影響を与えていた。このような生活保護におけるスティグマの付与の一端を明らかにすることができた。

本研究の限界は、援助者の観点からのスティグマの付与への究明であり、実際に当事者がどのようなスティグマを付与されてきたのか(stigmatised)までを明らかにできない点である。そして、生活保護の援助者の6名と限られた地域でのインタビュー調査という点からも得られた知見の普遍化等をすることはできない。しかし本研究で得られた知見は、当事者を対象とした調査等においてスティグマの実態を究明するために有用な知見をもたらすと考える。

本研究は平成27～29年度日本学術振興会科学研究費補助金・若手研究(B)(15K17218)を受けて実施した研究成果の一部である。

付記

本研究は生活保護のスティグマに関する調査研究であることから、差別・偏見を助長しないように配慮しておこなわれた。そのため援助者の語りにおいては、文意に影響が無い範囲で一部加工等をおこなっている。本稿の研究成果は、2017年にまとめられており、そのため資料は当時のものが中心であり、今回の公表に至ったことをあらかじめことわっておく。

謝辞

インタビューにご協力いただいた研究協力者とその関係者の皆様がこの場を借りて感謝申し上げます。

〔注〕

- ¹⁾ そのようななかでも清水(1986)や岡部(1990, 1991), 西尾(1994)らの生活保護のスティグマの実態に関する調査研究は、希少な研究である。
- ²⁾ ここでの先行研究の整理においては、松岡(2021a, 2021b)も参照していることをことわっておく。
- ³⁾ 清水(1997)はスティグマタイズド(stigmatised)とスティグマタイズィング(stigmatising / stigmatization)というタームを用いて区分している(清水1997:166-167)。
- ⁴⁾ 本研究は、松岡(2021a, 2021b)の援助者を対象とした生活困窮者自立支援、生活福祉資金貸付制度のスティグマの付与に関する研究があり、分析方法等はそれに依拠している。
- ⁵⁾ インタビューガイド(内容)の3)と4)については、インタビューイからほとんど語りを得ることができなかった。

〔文献〕

- 青木紀(2010)『現代日本の貧困観——「見えない貧困を可視化する」』明石書店。
- Goffman, Erving. (1963) Stigma notes on the management of spoiled identity, Simon & Schuster, Inc. (=1963, 石黒毅訳『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房.)
- 菊地英明(2003)「生活保護における「母子世帯」施策の変遷—戦後補償と必要即応原則」『社会福祉学』(日本社会福祉学会) 42(2), 23-31.
- 木下康仁(2007)『ライブ講義 M-GTA——実践的質的研究法修正版グランデッド・セオリー・アプローチのすべて』光文堂。
- 松岡是伸(2013)「スピーッカーにおけるスティグマの特徴と構造に関する考察——ソーシャルポリシーとの関連から」『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』(名寄市立大学社会福祉学科) 2, 43-55.
- 松岡是伸(2021a)「生活困窮者自立支援におけるスティグマの付与に関する考察—援助者に対するインタビュー調査から—」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』(北星学園大学) 58,87-101.
- 松岡是伸(2021b)「生活福祉資金貸付制度におけるスティグマの付与に関する考察」『ソーシャルワーカー』(日本ソーシャルワーカー協会) 20, 51-59.
- 西尾祐吾(1994)『貧困・スティグマ・公的扶助』相川書房。
- 岡部卓(1990)「公的扶助における受給者側の意識に関する一考察——生活保護実施過程を通じて」『ソーシャルワーク研究』16(3),179-188.
- 岡部卓(1991)「公的扶助における援助者の意識—母子世帯の援助をめぐる—」『社会事業研究所年報』(日本社会事業大学社会事業研究所) 27,217-244.
- 大山典宏(2013)『生活保護 vs 子どもの貧困』PHP 新書。
- 清水浩一(1986)「公的扶助意識の相克性に関する研究——意識調査を手がかりとして」『会津短大学学報』(会津短期大学) 43,297-312.
- 清水浩一(1997)「貧困・依存のスティグマと公的扶助」庄司洋子・杉村宏・藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣,165-178.
- 副田義也(1995)『生活保護制度の社会史』東京大学出版会。
- Spicker, Paul. (1984) Stigma and Social Welfare,

Croom Helm Ltd. (=1987, 西尾祐吾訳『スティグマと社会福祉』誠信書房.)

United Nations Committee on Economic, Social and Cultural Rights (2013) Concluding observations on the third periodic report of Japan, adopted by the Committee at its fiftieth session (29 April-17 May 2013) (E/c.12/JPN/CO/3).

(<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=http%3A%2F%2Fwww2.ohchr.org%2Fenglish%2Fbodies%2Fcescr%2Fdocs%2Fco%2Ffe-c-12-jpn-co-3.doc>, 2017.10.02)

山田壮志郎 (2015) 「生活保護制度に関する市民意識調査」『日本福祉大学社会福祉論集』(日本福祉大学社会福祉学部) 123,53-67.

吉永純 (2013) 「生活保護制度 (医療扶助) の見直しをどう考えるか—「最適水準」の維持, 医療へのアクセス, スティグマの改善が必要—」『月刊 保険診療』68(4),53-59.